



阿蘇市

かきくろ

議会だより 第36号

2014年11月発行
第4回臨時会 第5回定例会 第6回臨時会



稲刈り風景 (平成26年10月7日撮影)

目次

- 第4回臨時会報告 P2
- 総務常任委員会報告 P5~P6
- 経済建設常任委員会報告 P11~P13
- 第6回臨時会報告 P23
- 第5回定例会審議結果 P3~P4
- 文教厚生常任委員会報告 P7~P10
- 市政を問う P14~P22

平成26年第4回臨時会 —経過と結果の報告—

平成26年8月18日午前10時より、第4回臨時会が行われました。その主な審議の経過と結果は、次のとおりです。

報告第16号専決処分分の報告 報告第17号専決処分分の報告

同地点での事故のため、一括議題とする。

農政課長から「波野の林道高柳線における物損事故の報告。道路上に垂れ下がったかざらにより、軽トラックのフロントガラスが破損したもので、農地・水の作業中であり、1台目の事故から5分後に2台目の事故が発生したものです。」との報告がありました。

議案第69号

財産の取得について

一、事業の名称

電子黒板等

二、財産の種類

物品

三、契約の方法

随意契約

四、取得金額

8864万568円

五、契約の相手先

株式会社 内田洋行

代表取締役 柏原 孝

教育部長より、市内小中学校への電子黒板等導入事業についての説明があり、審議内容については以下のとおりであります。

問 電子黒板用のパソコンの性能は、どういったものが。

答 ディスプレイについては、15.6型ワイド液晶、メモリは4GB以上、DVDスーパーマルチドライブ内蔵等となっております。

問 ネットワーク構築は、どうするのか。

答 今回はネットワーク構築までは入っておりませんが、将来的には対応できるようにはなっております。

問 先生方の勉強会というか、使い慣れるには、あまり期間がないように思われるが。

答 夏休み中の研修については、期間内に出来るだけ行って、アフターサービスということで業者に学校に来てもらい、授業の中で使用しながら、習熟していきたいと思っております。

問 教科書選定による対応については、どうなっているか。

答 来年度、教科書が代わりませんが、あと半年は今の教科書を使

用しますので、その両方に対応するという事で導入しております。

問 これから先も、新たな教科書に対応していくことになるのか。

答 業者選定をプロポーザル方式にした理由もそこにありまして、電子教科書とライセンス契約をしておりますので、来年度教科書が代わりますので、その分も含めて4年間の契約となっております。

問 小学校児童総数、中学校生徒総数からして、充当率はどの程度になるか。

答 今回は、80セット導入予定ですので、2クラスに1セットということで、5割になります。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決と決定しました。

以上が、本臨時会の審議の経過と結果であります。

平成26年 第5回定例会審議結果

付 議 事 件 名		議決結果
議案第 70号	阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 71号	阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 72号	阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 73号	阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 74号	阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 75号	阿蘇市景観条例の制定について	原案可決
議案第 76号	平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
議案第 77号	平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 78号	平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 79号	平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 80号	平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 81号	平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 82号	平成26年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について	原案可決
議案第 83号	平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について	原案可決
議案第 84号	平成26年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について	原案可決
議案第 85号	平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算について	原案可決
議案第 86号	平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について	原案可決
議案第 87号	阿蘇市道路線の廃止について	原案可決
議案第 88号	阿蘇市道路線の認定について	原案可決
議案第 89号	工事請負契約の締結について	原案可決
認定第 1号	平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 2号	平成25年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

認定第 3号	平成25年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 4号	平成25年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 5号	平成25年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 6号	平成25年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 7号	平成25年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 8号	平成25年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 9号	平成25年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 10号	平成25年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 11号	平成25年度阿蘇市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 12号	平成25年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	認 定
認定第 13号	平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について	認 定
報告第 18号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告
報告第 19号	有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について	報 告
請願第 1号	集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願書について	保 留

平成26年 第5回定例会審議結果賛否表

議案等の名称	議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	賛 成	反 対
	議決結果	谷崎利浩	園田浩文	菅敏徳	市原正	阿南善範	森元秀一	河崎徳雄	市原新	大倉幸也	湯浅正司	五嶋義行	田中弘子	野田好一	高宮正行	井手明廣	川端忠義	高宮今朝秀	藏原博敏	古澤國義	田中則次	古木孝宏	阿南誠蔵		
請願第1号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願書について	保留	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	議 20	1

議：議長(賛否同数の場合採決に加わる) ○：賛成 ●：反対

※ 委員会付託の審議結果に対し、全会一致で可決・承認等得られなかった場合、上記のように賛否を問うこととなります。上記の場合、総務常任委員会では、保留との結果であったが、全会一致とはいかず、起立採決の結果であります。

総務常任委員会報告



案は、地方税法等の一部を改正する法律が、来年1月1日から施行されることに伴い、阿蘇市税条例の一部を改正するものです。」との補足説明があり、審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決意いたしました。

多目的トイレに洋式が設置してありますので、今回は、女子トイレの、2ヶ所のうちの1ヶ所を、和式から洋式に変えます。

総務課所管分

問 消防施設費についてだが、申請があがっ

たところを、順番に整備していると思うが、現在は、どのくらい申請があっているのか。また、消防施設の老朽化により、補修等の要望をすれば、その都度、対応できるのか。

答 格納庫、詰所に關しましては、現在のところ、今回補正にあげました、中通5分団2部1班の消防ポンプ小屋、格納庫1ヶ所だけです。また、新たに要望があれば、その都度、現地の状況を確認

し、検討したうえで対応していきます。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号 平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

波野支所所管分

税務課所管分

をお持ちでない方といた、高齢者の方がほとんどです。新たな利用者の開拓というところが課題になってきますが、こちらとしましても、ことあるごとに福祉バスの存在というものの周知を、さらに図っていきたいと考えております。

問 昨年度の市税の不納欠損額が約4700万円、収入未済額が3億9600万円と

なっている。徴収の方法等、いろいろ考えてやっていると思うが、その効果は、前年に対してどうか。

答 昨年度と比べ、収納額は1億5900万円ほど増加しております。現在、県と阿蘇郡市とで、併任徴収の協定を結んでおりますが、これにつきまして、は、捜索、公売会等を

今期、第5回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案5件、認定5件、請願1件であります。その主な審議の経過と結果は次のとおりです。

議案第70号 阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について

税務課長より、「本

議案第76号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

内牧支所所管分

問 総合センターの外トイレを洋式に変えるということだが、何ヶ所くらい変わるのか。

答 男女、両方のトイレを洋式に変えようかとも考えましたが、



中通の移転対象ポンプ小屋

総務課所管分

合同でやっており、その効果は非常にあがっており、それと同時に、職員一人一人のスキルも上がってきていると考えております。

問 地籍調査事業で、多くの年数を要することは明らかであるが、あとのくらいかかるのか。また、進捗状況は。

答 地籍調査事業につきまして、調査面積345.62kmのうち、完了面積は209.49kmで、約60.6%調査を終えている状況です。旧阿蘇町地区におきましては完了ということ、波野地区におきましては、現在23%、一の宮地区におきましても23%が完了しており、今後、進捗率からいきますと、波野地区であと約21年、一の宮地区で約31年かかる見通しとなっております。

問 除雪作業助成事業についてだが、今、

日本全国だけでなく、世界中が異常気象で、昨年、阿蘇市でも大雪被害に見舞われたが、今年はずっと激しく降るおそれもあり、ライフレインの欠如というようなことが懸念される。本事業の今後の取り組み等にもあるように、作業中の事故や機械の故障への対応等、早めに対策を練るなどして、しっかりとした施策が必要となつてくると思う。その辺りの市としての考えは。

答 予防的避難も考慮に入れ、早め早めの対応を考えます。

意見 全国で阿蘇の予防的避難は非常に高い評価を受けている。そういった中、早め早めを心がけ、是非、大雪に対するしっかりと

した施策を立ち上げていただきたい。

財政課所管分

問 地方バスの運行

についてだが、河陰内牧線のバスの本数が少なくなっている。この地域では、乗合タクシーも運行されているが、地元の方の利用は少ない。例えば、観光客が乗合タクシーを利用することは可能か。また、今後、利用できるようになる可能性はあるか。

答 現在のところ、乗合タクシー運行補助事業の趣旨から申しますと、住民の方へのサービスという部分が前提となりますので、現段階では、観光客の方の利用は考えておりません。

問 元氣臨時交付金基金積立事業だが、この8億9500万円というお金は、全部、充

当されたのか。

答 基本的に元氣臨時交付金は今年度ですべて使いきってしまうという事業です。ただ、公営企業につきましては、繰出金として出します。その時点で、事業が完了したとの取り扱いになり、水道事業に繰出す約3億円の部分だけは事業として、27年度までかかります。他の事業は、すべて今年度で終了と義務づけられております。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

請願第1号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願書について

については、国会議員そのものも不一致ということ、決定づけてはないと考える。委員会としても、採択・不採択と決定づけるのはおかしい気がする。

意見 各報道機関が出している世論調査等の資料では、国民の意見も相当な違いが出ている。それと、説明不足ということもある。今から国会で審議されるのだから、閣議そのものの決定については、閣僚が決めること、国民に対してはこれから説明をし、まとめていくことだと思ふ。とりあえず現段階で、採択するというのは、どうかと考える。

意見 本請願の文面に、『解釈改憲を強行した』とあるが、閣議決定は、憲法9条の枠内で自国を守るための自衛措置の限界についての解釈の見直しに過ぎず、それを『解釈改

憲』というのはいかしくないか。

意見 この問題は国の政策なので、これからは国会でさらに議論される。私たちはそれを見守っていくべきである。本案に関しては、そういう観点からも保留にすべきではないか。

このような審議を経て、挙手による採決の結果、本案は保留にすべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



文教厚生常任委員会報告



は、明確に条例で示すのか。

答 待機児童解消のための国の施策の主なものとしては、認可外保育所、国の助成とか自治体の助成を受けていない保育施設等について、公費での負担を

今期第5回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案9件、認定6件であります。その主な審議の経過と結果は、次のとおりです。

議案第71号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

問 家庭的保育を認められる基準というの

病等を有する子ども

人に対して保育に携わる者が1人、家庭を訪

問して保育を行うもの

です。また、その他に対象人数19人以下の小規模保育事業、病院や企業で行っている事業所内保育があり、それぞれにこの条例で規定し、保育の向上を目指すものです。この条例で規定するのは、3歳未満の乳幼児が対象となります。

問 条例の中に『市町村長が行う研修を修了した保育士、家庭的保育の補助者』とあるが、普通の保育士とはどう違うのか。

答 保育事業に従事する職員については、保育事業をするにあたって共通して必要となる知識や技術を身に

着けた人ということ定義されており、このために、都道府県又は市町村が行う研修を受講して頂く事になっております。ただし、研修プログラム等は国からの情報待ちであります。

問 現在の無認可の

保育施設の数は、また、公的な資金が入るとなれば、申込をする場合は市を通して申し込むことになるのか。

答 現在、阿蘇市には無認可保育所はございません。今後については、市の確認した施設による事業となりますので、入退所については市で管理することになります。

問 保育料の算定については、どうなるのか。

答 入退所の管理と同様に、市の基準に基づいて徴収することになります。

以上のような審議を経た結果、本案は原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号 阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について

問 幼稚園も保育園

も認定子ども園を申請するという形になった時に、保育園は就労状況等で入園できないケースがあるが、今後はどうなるのか。また、幼稚園の場合は専業主婦でも入園出来たが、認定子ども園の場合は入園できるのか。

答 新制度以降は、1号認定、2号認定、3号認定という分類で、市町村が認定することになります。1号認定というのが、現行の3歳以上の認定になり、今まで同様保護者の就労状況等で保育園に通えない場合は、幼稚園又は認定子ども園を選択することになり

ます。2号認定というのが、現行の保育園に通っている3歳以上の園児で、保育園又は認定子ども園を選択することになります。3号認定では、満3歳未満の乳幼児を対象としているもので、現行保護者の就労状況により保育所しか選択できなかったのですが、幼稚園が認定子ども園の認定を受け、保育機能を持てば幼稚園にも通えることになります。

補足 3号認定の場合は、現在の保育所、または認定子ども園、それと議案第71号で説明いたしました地域型保育事業の保育施設に通えることとなります。給付型保育事業保育施設への認定については市町村が、幼稚園・認定子ども園・保育所の認定については都道府県が行います。今までよりも保護者の選択肢が広がることとなります。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

問 専任の職員は有資格者とするがあるが、どういう資格を持つていなければならぬのか。また、現在の学童保育5ヶ所の形態はどうなっているのか。

答 条例第10条にありますように、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者といった児童福祉に携わる職員であれば大丈夫であり、各クラブにこういった方が1名いらっしやれば、後は補助者ということで資格がなくともクラブに携われることになりま

しては、保育士であったり、最低2年以上の児童福祉施設で福祉事業に従事した者、又は児童厚生委員等の資格を取得した者、あるいは資格所得のために毎年研修を受けていただ

いては、各クラブ2名程度は従事されております。

補足 この件に関しましては附則により、

条例施行日から5年内に都道府県知事が行う研修を修了した者も当初からの有資格者という経過措置が設けられています。

問 先の事だが、一の宮中学校区の小学校が統合した場合の学童保育の方向性は、どのように考えているか。

答 統合小学校になれば、クラブは重複することになりますので、運営について方針等検討をお願いしているところですよ。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

福祉課所管分

問 上寿園の見込みはどうなっているか。

答 2法人程、問い合わせがありました。今月5日までが公募期間なので、今のところ応募はありません。

問 応募がなかった場合、市営でもやっていく方向性はあるのか。

答 運営検討委員会を設置していますので、委員会に判断をゆだねることになると思

います。ただ、今回も含め3回の公募を行っており、民間法人の参入が難しいということであれば、公

設民営等を考えていかなければならないと思います。

教育課所管分

問 一の宮中学校区統合小学校建設事業費が、26年度、27年度で4億円程増えているが、保護者の要望等で

いろいろ付け加わったのは分かるが、当初から保護者の意見を聞いて、予算措置をすべきではなかったのか。

答 当初設計の段階で盛り込むことが可能であればよかったです

が、基本的な設計部分というのは、補助対象、対象外も含めて、ある程度実施設計書を造りながら、保護者の

方々に図面を見て頂き、変更をかけてきました関係で、どうしても後の変更が多くなってきた部分があります。この予算、上限を設定した中で設計変更して

いくものであります。当初段階で要望を盛り込みたいところではありましたが、基本設計、もしくは基本設計より、もう一段階進んだ実施設計に近い設計

市民課所管分

を上げて、保護者の方々に話を聞くという流れにならざるを得

なかったものであります。

問 開院した医療センターにしても、追加、追加で結局5億くらいの金額になった。この件についても、また追加

補正が出てくるのか。

答 補助事業に乗せられる部分は、新たに補助金をいただきながら、設計変更をしてま

いりました。今回継続費補正ということ、27年度まで事業を行うわけですが、来年度の消費税や人件費の動向が分かりませんが、アップがあれば当然またお願いをしなければならぬ部分も出てくると思われませんが、節

減できるところは節減しながら、今後もしっかり取り組んで参ります。

問 生活困窮者の自立支援ということだが、生活保護の方の就労支援とはまた別の事業ということになるのか。

答 これは、生活保護に陥る前の段階で相談を受け、何らかの支援が必要ではないかと、検討し支援を行う制度で、医療の関わり

であるとか、ハローワークへの関わりであるといった対策を支援する事業になります。

問 生活困窮という面からみると、保護に至っている人といない人の境というのは、非常に難しいと思うのだが、予算面も別になるのか。

答 生活保護受給要件には、固定資産を持つていればそれを整理し

ていただく、車を持つていただければそれを整理していただく、保険があればそれを解約していただくなど様々なものがあり、生活保護受給の前段で就労支援等を行っていくもので、予算面、制度的にも異なるものです。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**認定第1号 平成25年度
阿蘇市一般会計歳入歳出
決算の認定について**

福祉課所管分

問 自立支援給付金だが、今後も増加傾向にあるのか。また、一の宮デイサービスセンター災害復旧事業だが、社会福祉協議会に対して避難訓練の実施やマニュアルの整備に

ついでにの指導助言は行っているのか。

答 高齢化が進む現状ですので、生活介護を受ける方やグループホームへの入所の方というものは、今後も増えるものと思われま。また、一の宮デイサービスセンターの安全確保の問題ですが、当然マニュアルは作成しておりますし、年2回の避難訓練を実施するように義務付けられております。

問 虐待等の問題で、児童相談所ということを報道で耳にしますが、阿蘇市でそういう事例・相談等があった場合、どういう手順を踏むのか。

答 事案にもよりますが、児童相談所に通告の義務もありますので、福祉事務所内で、その措置に関する会議を開き、その結果で通告することになります。更に、保護が必要

と判断されれば、そういった対応をとります。

意見 現在では、都会と田舎とか区別なしに、どんなことが起きてもおかしくない時代なので、『もう一歩踏み込んでいたら、こういうことはなかった。』といった事のないよう、しっかりと対応していただきたい。

問 老人保護措置費の件だが、上寿園がない状態の今、待機者は何名くらいいるのか。

答 老人保護措置費ですが、現在53名の方が利用されていますが、今のところ申し出があれば入所可能というところで、待機者はいらっしやいませ。

教育課所管分

問 全国大会の出場助成金は3分の2助成だが、全額補助にならないか。

答 現状では3分の

2補助となっておりますので、今後検討を進めたいと思います。

意見 放課後子ども教室の予算は200万円程度だが、福祉課の方の放課後児童クラブの方は1400万円くらい予算がついている。場所は学校ということになるのだろうか、学校の方が主導してもらいたいと思うが。

答 学童保育については、保護者の方を中心に組織されており、時間帯も3時ごろから6時、7時頃までで、学校でやります放課後子ども教室につきましては、小学校の低学年、3年生までを対象とし、授業後夕方5時頃まで預かって下校させるというところで、時間帯、事業主体、制度も違う関係で、今後の制度改革等の状況により対応したいと思えます。

市民課所管分

問 PCB機器廃棄物処理委託事業に全て処理済みとあるが、仙酔峡ロープウェイの分は処理が終わっているのか。

答 観光まちづくり課の方で予算化され、別途処理することになっております。

意見 ジオパーク認定、世界遺産登録を目指している阿蘇市において、塵芥収集運搬事業の中で、ごみを減らす取り組みというのは、市民の中で少しずつ浸透してきていると思うが、一部路肩に点々とごみをおいて収集するのを、この機会にステーション方式に変えられないかと思うのだが。

答 先月下旬、宮地地区の区長さん方に集まっていただき、今後どうすべきかを意見交換していただいたところです。今後の方向性

としては、まずは近くの集積場所について二つを一つに出来ないかなどを、それぞれの地域の皆さんで話し合いをしていただき、少しずつ改善していきたいと思えます。

ほけん課所管分

問 子宮頸がん予防接種の副作用の原因は、分かっているのか。また、接種自体は任意なのか。

答 副作用については、ワクチンとの関連はまだ確定しておりません。予防接種自体は継続しており、接種については副反応の説明を受けた上で希望される方だけという状態が続いております。

問 小学校5年生を対象とした子どもニドック、受診率が52.6%。これをもっと広げていく必要があると思うが、どのような方法

を考えているか。

答 学校を通じて申込をとり、校医の属する医療機関で採血していただく形になっていきますので、未受診者に対して、医療機関とも協議し、受けられる期間を拡大して受診率向上に努めたいと思います。

意見 教育課とも連携し、予防教育、保護者への周知等を徹底し、受診率を上げていただきたい。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成25年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

国保・年金係長より、25年度決算においての財源の内訳、事業の成果等の補足説明があり

ました。

問 基金が無くなってきた状況で、国保運営協議会の協議結果は、どうなっているのか。

答 ここ数年、単年度決算において赤字が継続しており、保険料を見直さざるを得ない

のではないかとこのころまでは、話が進んでいる状況ですが、具体的な保険税率までは進んでいません。本年度は、本会議でも説明

したとおり、予備費を2000万円計上しており

ますので、どうか凌ぐことができたとしても、来年度は税率の見直し等はやむを得ないのでないかというところまで来ており

問 保険給付費の伸びというものの把握はしているか。

答 平成20年時点では、1人当たりの医療

費は30万円を超えたくらいであったのですが、24年度、25年度では37万円を超えた状況になっております。

問 今後の取り組みで、税率等の改定等を視野に入りたいと書いてあるが、周辺自治体の状況等、調査しているのか。

答 26年度に税率等の改定を実施した自治体は、熊本市の旧城南町地区、旧植木町地区、南阿蘇村、山都町とい

うところが改定したというところで把握しております。

また、翌年度の予算を先に使う繰り上げ費用を行っているところや、法定外のお金を一般会計から繰り入れてもらって凌いでいるところも複数あると聞いております。

補足 現状では基金も26年度には枯渇してしまうという形で、国保運営協議会のほうに

税率等の改定をお願いしております。市民への周知期間も必要となることから改定率等を試算したうえで、運営協議会にかけて年内く

らには答申をいただき、議案として議会に上程する方向で考えております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第13号 平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について

問 他会計負担金とは、どういうものか。

答 他会計負担金については、一般会計から繰り入れて頂いているものであります。地方公営企業法第17条の2「経費の負担の原則」

の規定により、「病院事業において負担する

ことが適当でない経費」例えば、看護師の要請経費、救急医療確保経費等、並びに「病院事業収入を持つて充

てる事が困難であると認められる経費」例えば、へき地医療確保経費、高度・特殊医療経費等、いわゆる不採算部門の医療に関する経費については、一般会計が負担すべきとされております。従いまして、設置者である市と協議の中で、運営経費

として一定の額を繰り入れて頂くものと、病院建設改良に要する経費として「病院事業収入をもつて充てること

が困難な経費」につきましては、建設改良費の2分の1、企業債元

利償還金の2分の1を一般会計からの繰り出し金として充当しても

らえるというのがありますので、資本的支出として下水道負担金の2分の1相当額を繰り

入れて頂いたということとです。

問 今後、企業会計全部適用をしたということ、一般会計からの繰り出しがかなり厳しくなってくると思うが、その点はどうか考えているか。

答 今後は、医業収益の増加と運営経費の削減を図り、病院経営を一生懸命頑張りたい、病院経営の中での黒字化を目指したいと思っております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

経済建設常任委員会報告



色に關しての制限はないのか。

答 条例では、大規模行為の中で建築物、工作物等の行為について定めており、その規模や色彩については今後施行規則で定めてまいります。また指導基準を作成し、その中で植栽や色彩等についての基準を定める予定で、どういった内容にするかというのは世界文化遺産推進室が中心となり、阿蘇郡7市町村で統一できるように調整を行っております。

問 景観条例は、阿蘇郡市の他の町村も同じように条例化しているのか。

答 7市町村がある程度統一した条例を作り、景観行政団体に

各々が移行します。今までは県が景観行政団体で県の条例で運用してきたが、今後は独立した形で運営をやっていくため、中身については調整を行っているところではあります。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

今期第5回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案7件、認定4件であります。その主な審議の経過と結果は、次のとおりです。

議案第75号 阿蘇市 景観条例の制定について

問 景観条例では、

答 条例では、大規模行為の中で建築物、工作物等の行為について定めており、その規模や色彩については今後施行規則で定めてまいります。また指導基準を作成し、その中で植栽や色彩等についての基準を定める予定で、どういった内容にするかというのは世界文化遺産推進室が中心となり、阿蘇郡7市町村で統一できるように調整を行っております。

問 景観条例は、阿蘇郡市の他の町村も同じように条例化しているのか。

答 7市町村がある程度統一した条例を作り、景観行政団体に

農政課所管分

議案第76号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

問 地域密着型の嵩上げた5ヶ所の面積はどの程度あるのか。

答 石礫撤去については的石、跡ヶ瀬が15.3ha。山田の嵩上げが2ヶ所で7.46ha。それから畦畔の置き換えが5ヶ所すべてに該当する農地がある、湧水処理については、黒川を除く4地区について処理が必要であります。

問 災害復旧後の土地において、ある程度の石等は自助努力で排除しているが、さらに大きな石等が出た場合個人での対応、または行政での対応など線引きが必要ではないのか。

答 災害復旧は県営工事で行いましたが、基本的には市町村でやるのが基本である。工事をやるからには完全なものにしていかなくてはならないが、あいつつた大災害であったことから、表土を取ろうにも表土が取れなかったという現状の中で、表土を返したらその中に石礫が入ったといふことであった。災害復旧の中で変更が認められないことから、認められなければ県なり、市の負担の中で、地元農家に負担をかける訳にはいかない。今回の工事で完全になるようにできる限りやっていきたいと思っておりますが、その中で、もしもそういった部分が今後出てどうにもならなければ、最悪その部分は再度考えていきたいと思っております。

観光まちづくり課 所管分

問 エコツーリズムセンター整備工事の1800万円の追加工事であるが、観光まちづくり課だけの問題ではないが、すべての公共工事で追加工事があるのか。

答 使用料については施設面積が3000

どん出る。これは当初の測量設計の段階で、どういう調査、設計をしたのか。追加工事がされることから不透明感がある。予算として認めなければ、認めたい以上は追加工事もやむをえない。悪い言葉でいえば、先に小額予算で認めさせ後は追加、追加を行う、これは観光まちづくり課のエコツアーリズムセンターに限らず、行政の考え方として、ほとんどの工事でもそうである。いいかげんな測量設計で議案審議するのはどうかと思うが、どのような考えをもっているのか。

答 今回、計上した部分については、物価上昇に伴う単価の見直しも若干あります。それと追加工事は国道212号線から入りの部分で、県との協議が上手くいっていなかった部分があり、その工事

費が見えてきたということで、新たな工事の追加になったものであり、できる限り当初そう言った部分がきちんと見えてくれれば、盛り込むことができたが、その時点でははつきり金額が見えなかったため、追加工事もなかったもので、今後はできる限りそういったことがないように努めて行きたいと思えます。

住環境課所管分

問 再建支援住宅使料は、12月から3月までの徴収で、9月からの3ヶ月間については徴収しないということなのか。

答 仮設住宅については、8月末日で期限が切れますが、建築基準法では11月末日まで住宅は使えることから、その間に引っ越しをしていただくという猶予期間を設け、引き

続き住んでいる方が何人かおられます。また、今から再建支援住宅の改修工事を行うため入居者に迷惑をかけることもあり、9月1日からの入居ではありますが、正式に家賃をいただくのは工事が完了する12月1日からとしました。

建設課所管分

問 道路維持費の、原材料費は主に道路の補修と説明があつたが、阿蘇市内どこでも工事等で道路が非常に傷んでいる、本格的な改修をした方がいいけれども一時的な修理もしなければならぬと思う。調査もし、補正も上げて賠償責任が出てこないようにぜひやってもらいたい。また、大災害の後で重量な車両も通行している。補修を行っても追いつかず、またすぐに傷んで

くと思う。災害復旧が落ち着くまで例えば緊急雇用対策あたり、あるいは臨時でもう1人くらいは常時点検をしたり軽い補修を行うなどの体制をとってあげないと、一生懸命作業しているけれど、手が足りないのではないかと、今から増やすのではなくて、2年なら2年の限定での対応が必要ではないのか。

と決定いたしました。

議案第87号 阿蘇市道路線の廃止について
議案第88号 阿蘇市道路線の認定について

(関連であることから一括議題)

問 道路幅員が一番狭いところは3.6mであるが、市道の最低の4mにすることはわずかな工事費でできると思うが、現地調査をするなりしていただきたい。

答 学校ができたから通行量が増えるということにはならないだろうと判断を行い、当面学校のグラウンドに面した周辺については少し整備を行うが、それに続く道路については学校としての要望というかたちではなく、将来通行量の動向を見ながら考えていきたい。

このような審議を経た結果、両議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号 平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

農業委員会所管分

問 耕作放棄地対策の場所と面積について、また事業内容、単価等はどうようになっていくのか。

答 場所については、一の宮地区で、地目は田、面積は7132㎡、波野地区では、地目は畑、面積は7728㎡を行っており、耕作放棄地を解消するために草刈、トラクタ1等での耕起を行った場合、10a当たり三万円の補助となっております。

農政課所管分

問 有害鳥獣被害は年々増えてきており、行政だけに頼るのではなく自己防衛も必要である。電気牧柵導入でも被害が減ることから市民への周知も必要ではないか。

答 広報に電気牧柵補助の記事を載せたところ、今年はかなり多くの申請が上がってきた。今後も周知を行っていききたい。

問 熊本シール工業の雇用状況は、また、新需給システムの中で農協に支出してあるが、農協はどのように受けているのか。

答 熊本シール工業の雇用については雇用協定を7月に結び、現在25年度は28名雇用され、その内農業事業者が12名。26年度は7月現在で11名の雇用。その内農業従事者が2名。

合計で39名の雇用で、その内農業従事者が14名で36%の雇用が占めている。最終的には4年間で60名の雇用、その3割は農業従事者を雇用するとなつていく。また新需給システムについては、転作にかかる受付、計画書作成、説明会等の色んな経費に充当しています。

観光まちづくり課

所管分

問 「然」という意味、将来に向かってこの然をどのようにして生かしていくのか。

答 「然」の意味はあるがままにという話であり、なぜ然かというところですが、今まで阿蘇の観光は大観峰、草千里、火口など、すべて大自然が作り出したものを売り込んできました。阿蘇のように素晴らしい景観観光はなくならないが、体験

交流といった観光ニーズが大きくなっています。然では人を中心に据えることで物語が生まれ、その人たちが一生懸命作ったものやサービスに光が当たるようにしたいと考えています。この然をブランド化することで、今後更に阿蘇の商品やサービスの情報発信を行い、交流人口を増加させていきたいと思っています。

住環境課所管分

問 合併浄化槽の補助のうち新築に対する助成は何件あるのか。

答 新築は、申請件数全体の約6割です。また、県の方針として新築分の補助については3年後を目途に廃止していく予定です。

建設課所管分

問 災害もあつたが、小規模災害以外で

まだ残っているものがあるのか。

答 公共災の補助金を使う災害については終わっており、橋が4ヶ所残っているだけである。ただ公共災害にのらなかったような箇所がまだたくさんあり、そういった箇所の道路、河川の維持補修として工事費を計上させていたでいる状況です。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第12号 平成25年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

問 未収金が約8100万あるが、使用料は単年度ではいくらあるのか。

答 未収金には3月

分の使用料金、国庫補助金及び下水道の工事負担金等が含まれている。使用料金の未収金は、平成23年度の決算で、4368万6千円あつた未収金が翌年の24年度の決算では3625万2千円、約17%の解消。それから今年度25年度決算では3156万5千円となり、24年度からさらに13%解消し、25年度の3156万5千円の内訳は、過年度分が2529万5千円、現年分が627万円となつている。

問 石綿管は阿蘇市内でどの程度残っているのか。また、有収水率ほどの程度なのか。

答 石綿管は山田地区の送水管として残っていたが、平成25年度までに改修されほとんど限りなくゼロに近い形になつている。また、有収水率については75%であり熊本県の平

均87%から見ればかなり低いことから、予算が許せば深夜の漏水調査等が必要かと思われる。

意見 未収金処理については管理係や支所の努力の結果、成果を上げたことに対し評価する。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。



市政を問う!

17 議員が登壇 (一般質問)

災害危険区域について



湯 浅 正 司

湯浅 災害危険区域とはどのようなものか、詳細な説明を求める。

高木総務課長 災害危険区域については、土砂災害防止法に基づく指定と、浸水被害防止のための建築基準法に基づく指定の2とおりに分類されます。土砂災害防止法に基づく指定については、平成11年6月、死者24名、山腹の崩壊箇所300余を記録した広島豪雨災害を起因として法制化されたものであり、危険の周知や警戒避難体制の整備、併せて住宅等の新築や増築に際し、区域指定を行ない一定の制限を加えることにより土砂災害から地域住民の命を守ろうとするものです。熊本県の場合、指定は熊本県の砂防部局が担当し、現地調査、地域住民への説明、意見を徴収した上で指定となります。対象となる地域は、土砂災害危険渓流沿い、急傾斜地崩壊危険箇所等であり、土砂災害危険区域（イ

エローゾーン）と土砂災害特別危険区域（レッドゾーン）に分類されます。**井建設課長** 建設基準法に基づく災害危険区域は定めがあり、地方公共団体で津波、高潮、出水といった水関係です。危険の著しい区域を災害危険区域として指定できることになっており、また、危険区域に指定した場合、住居の建設の禁止、その他、建築物の建設に関する制限が災害の防止上必要なものは規制できるとなっています。

湯浅 指定は、地域の皆さんとお互い納得したうえで進めた方がよいのでは。

総務課長 行政として一番悲しいことは自然災害により尊い市民の命や財産が失われることであり、実際平成24年の災害の際にも、最前線での惨状を目の当たりにしました。あの惨状、悲しい思いを二度と繰り返さないためには、地域のいろいろな意見があったとしても、説明をきちんと行った上で、災害危険区域を指定し、将来に亘る安全を確保することが行政の責任であり、九州北部豪雨災害を経験した私たちの使命であると思います。市民の命を今後もしっかり守ります。

合併から十年、課題と施策について



田中 則次

田中 自主財源、公債費比率、債務の推移等については、全協及び本会議で説明があった。少子高齢化が更に進む中、社会保障（医療、扶助費等）の高騰が見込まれる。今後の財政運営、施策をどう捉えているか。

宮崎財政課長 社会保障費は、毎年2〜5%増加が想定され、交付金の削減も予想されます。自治体の責任の中で削減できる事と、財源確保に努力いたします。

田中 行革と区の再編についてだが、今まで百名程を削減し、更に五十名の削減を目指す中、職員の事務量の均衡化や、市民サービスをどう考えているのか。また、区の再編についてはどう考えているのか。

高木総務課長 部長権限の下、部内異動を含め、一部の課や係・職員に過度の負担がかからぬよう努め、市民サービスの低下につながらないようにします。区の再編は、時間はかかると思われませんが、区の財産やこれまでの歴史等もあることから、アン

ケートを行なうなど課題把握に努めるとともに、区長会のご意見を伺いながら慎重に進めたいと思います。

田中 学校統合が進む中、全国的な問題でもあると思うが、財源も含めて国・県への要望であるとか、跡地を含めた自治体独自の施策は展開されないのか。

佐藤市長 公共施設の跡地利用、どこでも悩みの種であり、市としてもしつかり取り組んで参ります。

田中 市を縦断する8m道路の建設が進む中、宮地〜坂梨の区間は、様々な条件で休止している。小学校の統合もあり交通量も増えると思われるので、何らかの手立てが必要ではないか。また、同時に横軸である東区、分区の道路整備計画は。

井建設課長 国交省のトンネルもありますので、今後の状況を見ながら、検討、判断しております。

田中 仙酔峡ロープウェイが休止して四年半、これから先の考えは。

吉良観光まちづくり課長 今後のあり方を含め、検討会を設置し、国・県との相談も進めたいと思っております。

他に、「腐食が進む行政棟の一部、議会棟の建設計画について」、「少子化が進む中での公営住宅（建て替えを含む）について」の質問がありました。

高齢者福祉の充実を



川端 忠義

川端 阿蘇市民の3人に1人が65歳以上の高齢者です。高齢者が希望を持って、生き生きと暮らしていくためには、高齢者福祉の充実が必要である。高齢者が良く利用する公民館のバリアフリー化や多目的トイレの設置状況はどうか。

日田教育課長 公立公民館は5施設です。古城及び中通公民館は、多目的トイレ、玄関スロープは設置済み。阿蘇公民館はスロープのみ設置済み。その他の公民館は、まだ設置されていない状況です。

川端 高齢者のいきいき教室や介護予防等には、地区の公民館（集会所）などで、どの程度行われているか。

岩下ほけん課長 地区公民館や地区集会所を中心に約90ヶ所の施設を使って、年に1回から2回実施しています。

川端 地区公民館（集会所）の整備は、どうなっているか。

教育課長 地区集会所施設整備補助金の予算の範囲内で、施設整備

にかかる助成を図り、地域の生涯学習の拠点として、施設の充実を図っていただいています。

川端 乗合タクシーの運行で、帰宅の下車は自宅前にしてはどうか。

宮崎財政課長 現時点では、停留所の増設や主要生活道路上の乗降箇所の増設などで対応することが適当と考えております。

川端 阿蘇市の養護老人ホームの整備は、どうなっているのか。

山口福祉課長 3回の公募で応募がなかったため、根本的に方針を見直す必要があります。

川端 阿蘇市の社会福祉協議会が整備・運営したらどうか。

福祉課長 運営検討委員会に、その意見も含めて提案したいと思えます。

他に、「介護保険制度について」の質問がありました。



乗合タクシー

内牧・黒川千丁線災害道路建設計画について



田中 弘子

田中 前回の質問で、5年〜10年の月日がかかると言われたが、これからの実行計画があれば。

井建設課長 幹線道路から内牧中央線、スーパーみやはらがあります交差点の所を結ぶ計画で、延長1600メートルを予定しております。災害時に、幹線道路と内牧市街地を結ぶための道路と位置付けをしました。今後の計画ということで、用地測量、幅杭と地権者への確認をし、用地交渉に入っていきたいと思っています。又地質調査の結果、地盤の強度が不足しており、期間中盛土をし、地盤固めを予定しております。

田中 建物がかかる場所、スーパーみやはら交差点信号は、どのような対策をとるのか。

建設課長 基本的には農地買収をし、宅地等にはかけないような設計を造りたいと思っています。又、みやはら付近の交差点については、十字路を予定しております。

田中 道は人を動かします。一日も

早い着工を願うが。

建設課長 出来るだけ円滑な事業推進に努めていきたいと思っています。

**小・中学校への苦情に関する
電話番号及び内容について**

田中 保護者、地域からのコールで、一ヶ月でどれ位あるのか。

日田教育課長 4月〜8月末まで、いじめに関する苦情は1件、生徒指導は2件、その他3件ということでした。

佐藤市長 子どもは阿蘇市の宝であり、大きな夢と希望のもてる健全な児童生徒を育成することが私たちの役目です。子どもたちが切磋琢磨し互いを認め合いながら大きく成長できるように、行政としてもハード面だけでなくソフト面においても教育環境を整え進めていきます。



計画道路接続予定の三差路

老朽化した公共施設の処分について



市原 新

市原 旧遊雀小学校の校舎は、解体する方向で検討しているとの事であるが、現在どのように検討しているのか。また、体育館、プールについては。

園田教育部長 遊雀小学校跡、榎木野小学校跡の解体については、現在教育財産としての利活用は考えられず、跡地利用委員会に諮って、地元意向を聞き、28年度以降に解体する方向で検討しています。

吉良観光まちづくり課長 遊雀小学校体育館は、木材加工場として利用してきたが、既に機械も撤去しています。地域からの要望があり、公的利用を原則として地域に開放しています。

市原 体育館の屋根の腐食が進んで、雨漏りも考えられるが。

観光まちづくり課長 調査しております。

市原 調査し対応してもらいたい。榎木野小学校体育館には、上寿園の備品が保管されているが、保管の期限は。

教育部長 品物がどれだけ入っているか確認していません。関係課と協議をし、速やかに対処したいと思っています。

家屋被災防止対策について

市原 旧阿蘇町、旧一の宮町については、過去に例のない痛ましい大災害で、河道の改修、遊水池の設置、輪中堤、宅地の嵩上げ等計画が順調に実施されているが、波野地区の家屋被災防止対策は、どうなっているのか。

井建設課長 河川の氾濫によって、大道地区の家屋浸水被害があったので、泉谷川の護岸の嵩上げ、兩岸それぞれ1m予定しています。延長が940mで3年をめどに本年度から工事を予定しています。

他に、「農地災害復旧工事について」の質問がありました。



波野駅前橋から見た泉谷川

中東部河川改修について



井手 明 廣

井手 中東部河川改修は川の拡幅を、又、赤溝川の取り付けの改修は、今後どのように計画されているのか。

井建設課長 先日、振興局の方から説明があり、手野の遊水地に伴いまして、浜川と中東部河川については改修を行い、中東部と浜川を手野の遊水地の南側で合流させ、そのまま西の方に流し、途中この川には現在赤溝川が流れ込んでおりますけど、この赤溝川は切り離して、中東部と浜川だけを、現在の出口より少し下げたところで黒川へ出す計画のようです。又、中東部河川につきましては浜川と合流しますので、現状の川幅の2倍になると聞いています。

井手 その河川を切り離しても、浸水被害は変わらないと思う。中東部の一番最後の下降部の所のサイホンには、50年以上も経過しているので改修は出来ないか。

建設課長 サイホンは用水路ですので、河川とはまた違う工事になり、農業関係の補助事業等を持って来

なくては出来ないと思っております。

統合小学校の今後について

井手 一の宮統合小学校の今後の建設計画と総工費の財源内訳をお聞きしたい。又、以前一の宮中学校は水害に遭っているもので、そのことも考慮して、安全、安心な学校建設を願う。

日田教育課長

今隣接する道路の高さまでくらい、擁壁をきちんと上げ、浸水を防ぐ対応をとっていきます。小学校エリア部分の工事が約24億円、中学校エリアが約5億3千万円、財源内訳は、国庫補助が約6億3千万円、教育施設整備基金が約11億円、起債・元金交付金等約11億円、一般財源を約1億円で、総工費29億3045万円を予定しております。

他に、「大阿蘇火の山祭りについて」、「口蹄疫について」の質問がありました。



造成中の一の宮中グラウンド

地域資源を活用・ジビエ料理で農山村おこしを



森 元 秀 一

森元

阿蘇市で有害鳥獣対策費375万8000円、イノシシ127頭、シカ145頭を捕獲されている。農山村で捕獲した野生鳥獣を資源活用し、消費拡大に結び付けようとする例は、全国各地でも見られ、地域資源を有効的に活用する知恵と工夫があれば、*ジビエブームの到来はそう遠くないと思う。国レベルでも全国統一のジビエ衛生管理指針を策定中であり、地方自治体ごとに、ジビエをおいしく食べる工夫を重ねないと、長期的な町おこしがならないだろうという地方の腕比べに期待が寄せられている。阿蘇市の今後の取り組みを答弁願う。

吉良観光まちづくり課長

資料を集めて、阿蘇でどのような形になるかなども検討していきます。

渡邊経済部長

阿蘇市の捕獲頭数だけでは難しいので、阿蘇郡7市町村の取り組みとして考えていきます。

「青少年インターネット」対策について

森元

厚生労働省では昨年インターネット依存に関する調査を、全国の中高生を対象に実施しました。その調査の所見と、ネット依存を出さない取り組みについて、答弁願う。

阿南教育長

阿蘇市内の小中学生携帯の所有率は、7月末現在で小学生が約32%、中学生が約35%です。中学3年生でメールや通話を1日2時間以上使用する生徒が約30%という現状で学校の指導とともに、家庭での指導も重要と考えています。PTA総会等で保護者向けの講習会を開催し、携帯を買い与える時は、有害サイトに繋がらないようなフィルタリングを付けるように、また使用のルール作りを校長会で指導しております。犯罪に巻き込まれない、ネット依存者を出さないように今後とも周知啓発に取り組んで参ります。

他に、「日常生活圏域ニーズ調査が実施され分析されているか」、「子どもヘルパーが高齢者の力」、「高齢者のボランティアポイント制度推進について」の質問がありました。

*ジビエとは、狩猟で得た野生鳥獣の食肉を意味する言葉(フランス語)。

防災へ取り組んで



河崎 徳雄

河崎 治療開始時間の短縮で、傷病者の救命及び後遺症の軽減等を図る防災消防ヘリの離着陸できない理由は。

井野医療センター事務局長 ヘリポートの構造上の問題等は一切ありません。緊急時の使用は可能でしたが、常設の離着陸場として、粉じん対策等について県防災消防航空センターと協議中で、使用が見合わせられました。なお、既に対策を講じています。

「然」について

河崎 「然」の参加、加入応募はどのようにしたのか。

吉良観光まちづくり課長 自薦他薦で選びました。現在も募集しています。

河崎 阿蘇特産の赤牛、高菜、波野高原そばの生産農家組合等を入らせてほしいが。

観光まちづくり課長 希望者がいらっしやれば、取材にまいります。

河崎 「然」に加入の人々と阿蘇の自然（草原、景観）の両輪で阿蘇の振興をお願いする。

観光まちづくり課長 「然」の定義である『あるがまま、という貴さ。人と自然が共存する阿蘇』が重要と思います。

地下水を育む農業の推進について

河崎 今般、農業の有する多面的機能の発揮に関する法律が出来ました。多面的機能とは、国土の保全、景観、水源の涵養の促進で県条例もでき、農協・土地改良等と推進を展開し、市内カルデラ内水田に地下水涵養等位置付け（九州の水瓶）、主食用米はもちろん、飼料米WCS等を推進し、農家の所得向上を図ってみたいが。

本山農政課長 地下水涵養にとつて、阿蘇は大事な地域です。農家の所得を考え、作付体系を考えていくべきと思います。



WCS (飼料米)

阿蘇医療センターについて



谷崎 利浩

谷崎 市民が救急二次医療対応の新病院に期待している。その裏返しとして苦情も多い。中でも待ち時間が長いという苦情が多く聞かれるが。

井野医療センター事務局長 市民の皆様のご期待に答えなければなりません。期待の現れとして、8月の外来初診は736名あり、全体で1日平均153名受診がありました。開院後、導入した電子カルテや各種システム操作の不慣れと仕様変更の結果として待ち時間が長くなり、大変申し訳なく思っております。また、週に一回の専門医の診療日に患者様が集中されたのも影響しています。

谷崎 医師不足が原因と思うが認識はあるか。

事務局長 十分認識しております。専門医の枠も、診療日を増やすとか、診療時間を増やすとか、新病院の診療体制を整える上で、各方面に医師派遣をお願いしていますが、特に熊大

病院には継続してお願いし、医師確保に努力して参ります。

谷崎 そもそも建設決断時に医師確保の確約は無かったのか

事務局長 熊大病院の方に医師派遣及び運営について、出来る限り協力頂くと同意を得て進めてきたところです。ただ、3月末に2名、4月末に1名の常勤医師が急遽退職されたことも一因と考えています。

谷崎 平成25年度決算では、市から2億8千万の繰出金とある。5年後からは32億円の建設債償還が始まる。繰出金から交付税措置額を差引いた額（収支不足額）を累計するか、借入金とかにして、歯止めを目安を作る必要があるのでは。

宮崎財政課長 平成25年を参考にすれば、通常交付税算入分などに加え、償還金約1億5千万円の2分の1が制度上は追加となりますが、まず、医療センターでの自助努力で黒字化を目指してもらい、資金収支不足ゼロをひとつの基準として協議を行ってまいります。

他に、「火口の立入規制と対応について」の質問がありました。

市農政の主要な施策について



市原 正

市原 現在の農業情勢を、担当課としてどのように分析し、今後の主要な施策として何を取り組むのか。

本山農政課長 農政課の分野は多岐にわたっておりませんが、今必要な施策としては、災害復旧もほぼ終わり、先ずは集落の話し合いを進め、人・農地プランの充実や農地中間管理機構等の新たな事業を活用しながら、地域を中心経営体となる集落営農組織の強化を、職員一丸となって取り組んで参ります。また、新規就農者の確保として、国の就農給付金を活用しながら、親元就農を強めたいと思います。

高冷地トマトの今後について

市原 今年の夏トマトの価格が下がり、高冷地トマトの今後を心配する農家もあるが、阿蘇トマトの生みの親とも言われている副市長の考えは。

宮川副市長 農作物、特に園芸作物に価格の変動はつきものであり、今年のような天候なら、日本一のトマ

トの産地である八代からの出荷が8月まで続き、この間の阿蘇のトマトの価格は下がります。流通量を考え、生産者にとっては苦渋の選択ではあります。5個のうち2個を切り落とすなど出荷時期の調整を図り、他産地の終期を見計らった出荷に努める必要があると思います。全国でもトマトのハウス面積が増えているのは、八代と阿蘇だけでなく、流通や他産地の状況等の情報収集を進めれば、阿蘇はもつと強気にやれると思います。

市財政について

市原 今議会で決算状況の報告とその分析報告の提出がなされたが、その中で扶助費の増加は仕方ないことなのか、併せて自主財源の確保について財政課の具体策はあるのか。

宮崎財政課長 扶助費を含めた社会保障費の増加は、仕方ないことですが、医療費の削減や自主財源の確保、市役所全体で歳出を抑えることに取り組む組みたいと思っております。



選果場

阿蘇医療センターの今後について



高宮 今朝秀

高宮 素晴らしい立派な医療センターがいよいよオープンしました。限られた人員でのスタートと新しいシス

テムに慣れるには大変な作業が続くだろうと思われませんが、数十年前の阿蘇中央病院のような阿蘇圏域の中核病院としながら、手薄な診療科目は、充実した市中の病院と連携しながら進めたらどうかと思うが。

井野阿蘇医療センター事務局長

当医療圏域の二次救急医療の再生などの課題を解決するため、移転新築し開院しましたので、阿蘇地域の中核病院として医療資源を提供するという責任を果たせる病院づくりを進めます。また、阿蘇市内にはたくさんさんの診療所、クリニック、病院がございますが、今までも連携をとりながら補完し合っていました。今後、病院の施設・設備を開放し、開業医の先生に利用していただく開

放型病院をはじめ、地域連携を推進して参ります。

高宮 開放型病院と説明がありましたが、大いに期待したいと思えます。センターにない診療科のある病院とは特ですが、他の医院さんとも互いに援助・補完し合う体制づくりを期待しますが如何か。

事務局長

地元医師会のメンバーとして、より一層良好な関係を構築し、ご支援をいただくとともに、紹介・逆紹介率の向上を図ります。また、病院の講堂を研修・研究の場として利用していただき、交流等を通じて地域医療水準の向上を図って参ります。



阿蘇医療センター

詰めの大蘇ダム事業について



古澤 國義

古澤 大野川利水事業の中の大蘇ダム漏水問題は、どうなっているか。
本山農政課長 浸透抑制対策として、平成22年度から3年間、試験的に3万㎡のコンクリート吹付を実施し、その結果を踏まえ、今回大分県側の負担により、総事業費126億円で貯水池全体に対して追加工事を実施しております。

古澤 事業計画変更と同意未受益地の抹消と振興策は。
農政課長 現時点では、2回の計画変更を経て、593億5千万円となっておりませんが、今回総事業費の10%を超える126億円の追加工事を実施するため、第3回の計画変更の手続きを進めております。計画変更では、水を使った施設園芸など今後の波野地域の農業振興策を検討しながら、受益地の設定を考えます。

豪雪災害後について

古澤 豪雪後のハウス等の撤去と構築の現状は。

農政課長 撤去については101件、再建が107件、合計で208件112名の方が申請されており、進捗状況としては再建の方で完了された方が107人中83人、撤去については101人中93人が既に終わっています。残りの分については、事業的には来年の3月までには終わらせません。再建については原形復旧が基本ですが、規格がワンランク上までは補助対象となる中で国と県の審査を受けて頂き、グレードアップについては対象外であり、差額を個人負担すれば妥当といった判断をさせて頂きます。
古澤 事前着工された人についてだが、補助金が早く出ないか、出なければ市が立替出来ないか。
農政課長 最終支払いは、概算払いで12月に全額支払い、3月に清算、9割補助ということ、ご理解いただきたいと思えます。

他に、「火山ガスの告知と、農業被害と補助対策について」の質問がありました。



新設ハウス

市道内牧中央線の遊休施設の適正管理指導について



菅 敏徳

菅 一昨年発生した九州北部豪雨災害で、被災された建物や閉鎖された保養所跡地の管理が、徹底されておらず、周辺の環境を阻害しているように見受けられるが、土地建物の所有者に改善指導をされているのか。
高木総務課長 平成20年9月に生活安全条例を設け、その条例に基づき、区長さん方に情報収集を願い、対応しています。しかしこの条例は、拘束力がなくあくまでも努力義務であり、所有者に対し文書による改善のお願いとなります。

菅 各都道府県市町村においては、町並み景観や集落環境を保全することを目標とした、独自の空き家・空き地の管理に関する指導のための条例が制定されているが。

総務課長 防災面のみならず、衛生面や景観の面からみて、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす物件から、地域住民の方々の生命財産を保護し、環境保全と有効活用を図るための法案が、秋の臨時国会の

中で審議されており、この法案を根拠法として条例を制定、対策を講じます。条例化されますと、特定空き家の土地建物に対し、除去や修繕、立木竹の伐採等の指導助言、勧告、命令が可能となります。

菅 取得後5年以内の用途変更、また売買を禁止する条例がある旧火の国会館跡地ですが、敷地利用を含めた今後の計画はあるのか。
宮崎財政課長 取得の経緯がございまして、あくまでも現時点では被災者支援対策、それ以外は考えていません。しかし、将来的には民間活力の導入も一つの方法として考えていくべき事項ではないかと思っております。

他に、「管理を依頼する受皿づくりについて」、「内牧中央線沿いの植栽帯の改善について」の質問がありました。



内牧中央線沿いの現状

災害から2年農災復旧状況を問う



高宮 正行

高宮 災害発生後現場確認はどのように行われたのか。

渡邊経済部長 阿蘇市全体に広がる災害であるため、まずJA阿蘇・土地改良区にお願ひし被害概要調査を行い、農家からの申請を受け、測量設計業者約四〇社に調査を依頼しました。

高宮 設計業者が調査した中で調査漏れは無かったか。

経済部長 査定漏れはありません。測量業者が地元でなく、状況が十分に把握出来てなかったことや、山腹崩壊で農地の場所が確認出来なかったことなどが理由であります。

高宮 市職員による業者へのフォローはできてなかったのか。

経済部長 担当職員はおりました。疑問があった場合は県や農政局に判断を願って対応しています。

高宮 査定漏れの件数金額は、また査定漏れの中に暫定法に適用され

る部分があったのか。

経済部長 査定件数6百箇所、約二七億九千万円、市単独事業310ヶ所、約三億七千万円、現時点で工事箇所二十二ヶ所が残っており、大きな箇所が査定漏れとなります。

高宮 平成二年の一の宮町の災害のおり、全て暫定法で対処できたのが今回の災害では対象になっていない事が疑問に思われるが。

経済部長 苗木は樹高二メートル以上で幹周り三〇センチ以上は災害復旧事業の対象とならないとの農政局の判断で査定申請をしませんでした。

高宮 農政局からの文書によると、苗木の定義は樹高・幹回り何センチというきまりは無いと返事がきているが。

経済部長 この件につきましては、農政局から4回にわたって現地に説明があつております。市としては、災害後復旧事業の対象にならないものと理解しております。しかしながら、被災者の実情も分かれますので、県と協議を行い小災害適用やリース事業で対処し、補助事業があれば対処していきたいと思えます。

世界ジオパーク認定後の対応について



阿南 善範

阿南 昨年保留となった阿蘇ジオパークの再審査が、7月後半から8月2日にかけて行われ、ジオガイドのスキルアップ、外国語対応の方法、ジオサイトを結ぶ交通網の整備等の指摘があつた。市長はどのように考えているのか。

佐藤市長 7月30日から8月2日にかけて世界ジオパークの審査員2名（イタリア・中国）が訪日、現地審査が行なわれました。現地審査では、ジオガイドを始め多くの方々にお世話をしていただきました。一部指摘事項があつたものの今後の計画等を丁寧に説明し、確かな手応えを感じています。9月23日カナダのセントジョーンズで開催される第6回ジオパーク国際ユネスコ会議において正式発表となりますが、予断を許さず見守りたいと考えています。

阿南 認定後は、国内外からの観光客が増加する。JR等で来られるお客様に対して、阿蘇市内の8駅

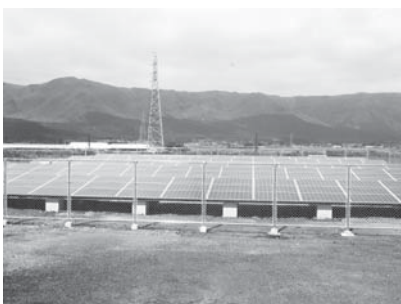
については、駅周辺の整備を急ぐ必要があるのではないかと。

吉良観光まちづくり課長 阿蘇駅においては、かなり整備が進んでおりますが、まだまだという状況ですので、急行が止まる駅だけでも優先して整備して頂くよう、JRの方にも要望して参ります。

太陽光発電設備設置状況について

阿南 最近阿蘇地域で増加しつつあるメガソーラー施設についての基本的な考え方を示してほしい。近隣の観光地では東京ドームの数十倍の用地が買い取られたと聞くが。

阿部住環境課長 市では環境保全及び開発に関する条例の中で規定されているとおり、大規模なものについては、事前協議が必要になります。現時点で、1件の事前協議があつております。一部分では、農振法上除外というものは、現状では難しいと思います。



メガソーラー

黒川河川改修期成会の立ち上げについて



五嶋 義行

五嶋 今度の激特事業で河川改修が行われ、輪中堤、宅地嵩上げで住家は浸水しなくなるというが、その事業の前に災害危険区域の指定がされなければならぬ。平成29年度の工事が終わっても、治水安全度は道半ばであるので、黒川河川改修期成会を立ち上げて長期に要望していったらどうか。

井建設課長 今回の激特事業が終わっても、将来の目標には道半ばです。県や国に強く要望していく必要があります。その要望のためには黒川河川改修期成会を立ち上げる必要があると思います。

五嶋 是非、立ち上げてほしいが、その場合のメンバー構成は。

建設課長 メンバーについては関係の方々の意見がたくさん入るよう、例えば、地域住民代表、市議会、区長会、それから、九州電力、そして農業団体、観光団体といったようなグループを入れて組織する必要があります。と思っています。

阿蘇市の経済力について

五嶋 阿蘇市の経済力について、市町村民所得の一人当たりの金額は県下で何番目か。

渡邊経済部長 平成17年度が13位で、平成23年度が14位です。

五嶋 金額は一位と阿蘇市はいくらぐらい差があるか。

経済部長 一位の長洲町が350万円、阿蘇市が200万円なので、150万円程の開きがあります。

五嶋 有害鳥獣駆除の報奨金が上がって、駆除頭数が増えて、イノシシ、シカの有効利用ができないか。

経済部長 佐賀県の武雄市の例もあります。武雄市とは捕獲頭数の桁が違うので、阿蘇郡市の中で、加工場を取り組んでいく方向で検討していきたいと思っています。



内牧河川改修の様子

鍋づる線地域の避難道路の確保について



園田 浩文

園田 花原川、宮原川の県事業による堤防嵩上げ工事が、29年度完成を目前に計画されているが、嵩上は最高で何メートルになるのか。

伊藤土木部長 約2メートル弱と説明を受けています。

園田 嵩上げに伴い橋梁の架け替え工事も発生するようだが、どの橋の架け替えが計画されているのか。

土木部長 湯浦小里線の「戦場ヶ橋」、内牧中央線の「小里橋」とその上流「黒橋」の3橋が架け替えの対象になっています。

園田 一昨年の災害時に、両河川の約600メートル鍋づる線側に冠水し、湯浦小里線も浸水した。橋の架け替えによる道路改修もされると思うが、この機会に鍋づる線の避難道路として、湯浦小里線の嵩上げ工事も検討できないか。

土木部長 「戦場ヶ橋」の嵩上げと一緒に何らかの形で県と協議をしながら、一昨年の災害冠水地点より上の線で、避難道路的な意味合いを

持たせた道路として、安全確保のために県への精一杯の要望を進めていきたいと考えております。

AEDDの取扱いについて

園田 現在、阿蘇市で設置している場所と台数は。

高木総務課長 本庁、支所をはじめ、小中学校に25台、社会教育・社会体育施設、観光まちづくり課所管施設、その他カルテラ阿蘇、コミュニティセンター等不特定多数の人が集まる施設33施設に46台を設置しています。

園田 市職員及び指定管理施設職員等への指導は。

総務課長 市職員対象の講習会を実施、昨年度27名、今年度24名が受講しています。指定管理施設職員についても、指定管理者の募集要項の中に年2回程度の研修を明記、事業計画書においても、AEDDの操作研修を含め心肺蘇生法等の応急救護措置講習が計画されているかをチェックしています。

園田 学校施設でも、全国で年間50件程の事例があるが、学校への指導は。

阿南教育長 教職員は年一回、消防署の指導によりAEDDの使い方、救急救命の講習会を受講しています。プール監視等の保護者も一緒に受講されています。

平成26年第6回臨時会 —経過と結果の報告—

平成26年10月7日午前10時より、第6回臨時会が行われました。その主な審議の経過と結果は、次のとおりです。

報告第20号 専決処分の報告

財政課長から「本庁敷地内の集水桝の上に被せていた鉄板が、車両が通行する際に跳ね上がり、車体底部に接触し、オイルパン及びカバーを破損したもので、現在はグレーチング等で修理を済ませており、今後このような事故の無いよう注意いたします。」との報告がありました。

これに対し、各議員より、次のような質疑がありました。

問 公共施設、道路、市の管理する施設等全体の維持管理をどう考えているのか。

答 庁舎、各支所、公共施設等、所管課が管理を担当することになっており、指定管理が入っているところは指定管理者が管理をするということになっております。今回の件、通常では考えられない事も起こりうるということを踏まえまして、部課長会等で各課全体に通達をし、対応したいと思えます。

議案第90号 工事請負契約の締結について

一、契約の目的

一 の宮中学校区統合
小学校体育館新築工事

二、契約の方法
指名競争入札

三、契約金額

4億8600万円（税込）

四、契約の相手方

株式会社 三津野建設
代表取締役 西尾剛人

総務部長より、本案についての説明があり、審議内容については以下のとおりであります。

問 入札業者は何社で、落札率はどれだけか、また、どうして単独業者による入札としたのか。

答 入札参加者は7社で、1社辞退をしております。6社による入札となっております。落札率については、99.9%となっております。今回の入札につきましては、一回目を9月の3日に、熊本市内の業者と阿蘇市の業者の共同企業体（JV）で入札を行いました。全社予定価格を上回る入札で、不調に終わっております。その結果等も踏まえ、今回単体での入札ということになりました。

問 6社による入札で、予定価格をオーバーしたのは何社か。

答 5社になります。

問 前回の校舎の入札でも、予定価格をオーバーして入札をしている業者があったが、これに対し何らかのペナルティを科すべきではないかと思われるが、その点どう考えているか。

答 当市では予定価格を事前公表しており、その関係で予定価格を上回るということは、結果としては残念だと思っております。ただ、現状の要綱においては、ペナルティとかの罰則規定はありません。ちなみに県下14市においては、罰則があるのは1市のみですが、こういう結果を踏まえて、入札制度自体についても今後研究してまいります。

意見 是非、そういった方向で検討していただきたい。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決と決定しました。

以上が、本臨時会の審議の経過と結果であります。

馬場八幡宮



由緒

正確な記録はないが、八幡宮は古来、源家の氏神として尊崇せられていた神であるので、源平の争乱の頃、源家の流れを汲む鎮西八郎為朝がこの地に城を築き、居住した記録が残されている（肥後国史）ことを考慮すると、為朝が鎮守社とした（1151年頃）と推察しても不思議ではない。約860年前の事である。先年採取した境内の老松の年輪が、五百有余年を数えたことを考え併せても頷ける事である。

石灯籠の古いものに享保十四年（1720）の刻銘が残っている。後世阿蘇三宮より八宮まで六座の神が併祀されている。

これは、阿蘇開拓の祖神を尊ひ、合祀されたものと思われるが、年代は不詳である。

【馬場八幡宮立て看板より抜粋】

阿蘇市議会活動状況 (H26年8月～10月)

- ◆ 8月4日 -----
熊本阿蘇幹線道路整備促進期成会総会
- ◆ 8月7日 -----
阿蘇地域道路整備に関する要望活動（県庁）
- ◆ 8月18日 -----
第4回阿蘇市議会臨時会（議案1件可決、報告2件）及び議会運営委員会
- ◆ 8月19日 -----
熊本県市議会議員研修会（KKRホテル）
（同志社大学村田学長による『変動する国際情勢と日本の課題』と題し、講演が行われた。）
- ◆ 8月25日 -----
議会活性化特別委員会
- ◆ 8月29日～9月11日 -----
第5回阿蘇市議会定例会
議案等35件（報告2件、議案20件、決算認定13件）可決・認定他、請願1件保留
- ◆ 10月7日 -----
第6回阿蘇市議会臨時会（議案1件可決、報告1件）及び全員協議会
- ◆ 10月10日 -----
阿蘇市町村議員研修会（小国町）
（山梨学院大江藤教授による『住民自治の根幹としての議会』と題し講演が行われた。）
- ◆ 10月16日～17日 -----
阿蘇郡市正副議長事務局研修（大分）
- ◆ 10月17日 -----
阿蘇市議会経済常任委員会視察（武雄市）



湯浅 正司
園田 浩文
阿南 善範
井手 明廣
古澤 國義
大倉 幸也
田中 弘子

阿蘇の草原の薄も野山の紅葉とともに黄金色に輝き寒風吹く候、御嶽山の噴火の惨状は同じ活火山を持つ市にとって、防災・農業・観光と心配な所です。議員も来年1月末に改選となるわけですが、4年間のご愛読に広報委員一同感謝申し上げます。より多くの皆様に読んでいただくための議会だよりになったかなと自問自答しているところです。地方創生という名の下、皆様の日々1日がより良きものとなるよう、また「かるでら」の紙面で会えることを折念申し上げて広報委員任期中のお礼の言葉と致します。

編集後記